

# 石川県公報

平成 27 年 5 月 22 日 (金曜日)

号 外

(第 45 号)

## 目 次

告 示 ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2
--	---------------------------------------

## 告 示

### 石川県告示第252号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成27年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Sakura」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Moe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「HIPS!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「BUM!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICAL HONEY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「cool Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「ISLAND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「鷹」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「虎」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「獣王」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「土竜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「蜜」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「SNIPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「SNIPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH DLOP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「LAsT 香 No.1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「LAsT 香 No.2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「LAsT 香 No.3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No.1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No.2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Final 香 No.3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「SUNNY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「PREMIUM star」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「Auto Repair」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「No.7」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「No.5」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「No.3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「TROPICAL PARTY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「SPEED DEmon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「TIGER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE DEVILS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「DEVILS party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「THE XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「FETISHISM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「FETISHISM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「PEGAS SHARP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Sayaka」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「PLANET」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexy Dragon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE GAME」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「GIVE ME KISS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY ZONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE IMPACT HOT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- の
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE IMPACT TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- の
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「発」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「中」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「Excite Night」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「極限エロティック」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「Vanilla」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「Flora」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

## 3 施行期日

平成27年5月23日

### 石川県告示第253号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成27年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2 - (4 - クロロ - 2, 5 - ジメトキシフェニル) - N - (3, 4, 5 - トリメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- (2) 2 - (4 - エチル - 2, 5 - ジメトキシフェニル) - N - (2 - メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
- (3) 3 - [2 - (2 - メトキシベンジルアミノ) エチル] キナゾリン - 2, 4 (1H, 3H) - ジオン及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成 27 年 5 月 23 日

